



産後ヘルパー派遣事業

産後の体調不良のため家事が困難であり、かつ、家事の援助を受けられない方、低出生体重児・多胎児を出産した家庭などにホームヘルパーを派遣します。

対象者となる人

- ① 産後、家事が困難であり、かつ、同居の家族その他の人から日中に家事の援助を受けられない人
- ② 低出生体重児や多胎児の産後、家事（または育児）が困難であり、かつ、同居の家族その他の人から日中に家事（または育児）の援助を受けられない人

派遣期間

- ① 産後8週以内で15回を限度とします。
- ② 産後1年以内で30回を限度とします。

サービス内容

（派遣時間は1回2時間以内1時間、1時間30分、2時間のいずれか）

単胎児：（家事援助）調理、洗濯、掃除、買い物、沐浴準備・片付けなど

多胎児：（家事援助）調理、洗濯、掃除、買い物など

（育児援助）おむつ交換や授乳の補助、沐浴介助、きょうだいの世話など

ヘルパー派遣費用（1時間当たり）

生活保護世帯、市民税非課税世帯	0円
所得税非課税世帯	600円
所得税課税世帯	1,000円



【申請をご希望の方】 まずは、子ども家庭支援センターへご連絡ください。

※詳細については、裏面をご覧ください。

問い合わせ先

宝塚市売布東の町12番8号 フレミア宝塚内

宝塚市子ども未来部子ども家庭室

子ども家庭支援センター

執務時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）

9：00～17：30

電話 0797-85-3865

FAX 0797-85-3886





産後ヘルパー派遣事業の流れ

1 産後ヘルパーの利用申請

(子ども家庭支援センターへ連絡)

産後、体調不良のため家事が困難であり、かつ、家事の援助を受けられない方、低出生体重児・多胎児の出産後1年以内の家庭で、産後ヘルパーを利用したい方は、子ども家庭支援センターへご連絡ください。面談及び申請手続きの予約をお取りします。

【面談時に持参いただきたいもの】①認印②源泉徴収票（世帯について確認します）

(サービス利用についての面談及び申請手続き)

基本的には、子ども家庭支援センター（フレミラ宝塚内）で、面談及び申請手続きを行います（諸事情により、来所が難しい場合は、ご相談ください）。面談では、家庭状況や希望されるサービス内容などについてお伺いします。

2 委託先

産後ヘルパー派遣事業は、「社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会」、「一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社」、又は「社会福祉法人 愛和会」に委託し、ヘルパーを派遣しています。各事業所の活動範囲は、宝塚市内です。

なお、実際の利用時には、子ども家庭支援センターが指定した1社がサービスを行います。

3 家庭訪問（事前調査）

子ども家庭支援センターの担当者と事業所の担当者が、事前調整の為、ご自宅にお伺いし、サービス内容の詳細について確認をした上で、事業実施の要否を決定します。

4 産後ヘルパー利用開始

出産後は、速やかに子ども家庭支援センターに連絡をしてください。サービスの初日を決定し、「産後・育児支援ヘルパー派遣決定通知書」をお送りします。

サービスは、「産後・育児支援ヘルパー派遣決定通知書」に記載された時間や内容の範囲内で利用できます。

なお、ホームヘルパーが訪問した際に、連絡なく利用が取りやめになった場合は、利用1回分とみなし、各ご家庭の費用負担に合わせて1時間分の利用料が発生します。

5 利用料の納付

サービス利用月の翌月に、子ども家庭支援センターから「産後・育児支援家庭訪問事業利用料納入通知書」と納付書を郵送します。納期限内に、市が指定する金融機関に納付書をご持参の上、利用料をお支払いください（現金のみ取扱い）。

子ども家庭支援センター（電話 0797-85-3862）

